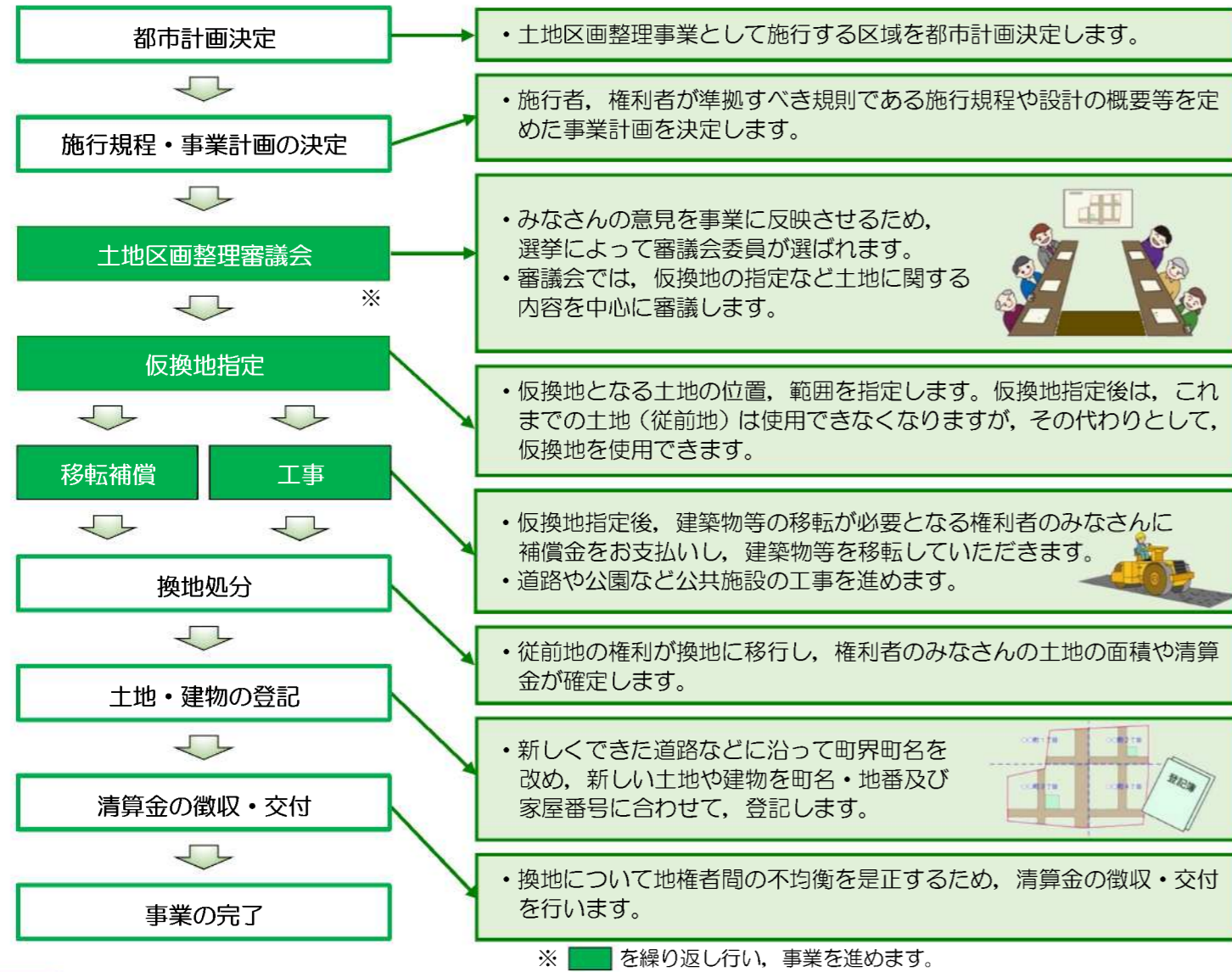


## 2 伏見西部第五地区土地区画整理事業の流れ



## 3 建築行為などの制限

伏見西部第五地区内で次のような建築行為などを行う場合は、土地区画整理事業法第76条の規定に基づき、京都市長の許可が必要となります。

[土地区画整理事業法第76条により許可が必要な内容]

<p>■切土・盛土などの土地の形質の変更</p>	<p>■重量が5トンを超える物件の設置又は堆積</p>	<p>■建築物その他の工作物の新築・改築又は増築</p>
--------------------------	-----------------------------	------------------------------

お問い合わせ先

京都市建設局都市整備部南部区画整理事務所

[所在地] 〒612-8208

京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地

[電話番号] 075-601-6181

平成28年10月 京都市印刷物第284655号

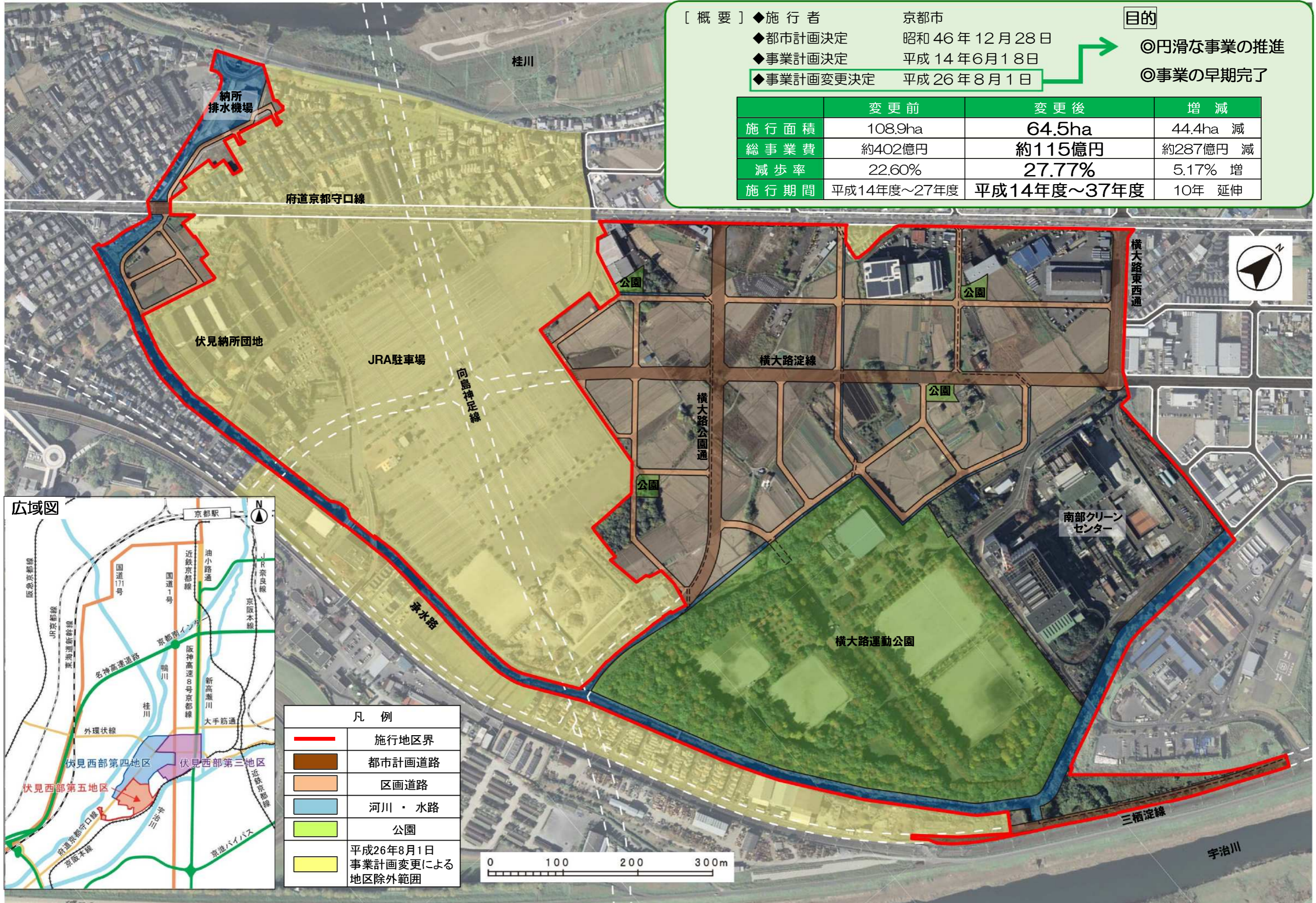


## 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業 伏見西部第五地区土地区画整理事業

～ 事業計画の概要 ～  
(平成26年度変更)



# 1 伏見西部第五地区土地区画整理事業の概要



[概要] ◆施行者 京都市  
 ◆都市計画決定 昭和46年12月28日  
 ◆事業計画決定 平成14年6月18日  
 ◆事業計画変更決定 平成26年8月1日

目的  
 ◎円滑な事業の推進  
 ◎事業の早期完了

	変更前	変更後	増減
施行面積	108.9ha	64.5ha	44.4ha 減
総事業費	約402億円	約115億円	約287億円 減
減歩率	22.60%	27.77%	5.17% 増
施行期間	平成14年度～27年度	平成14年度～37年度	10年 延伸



凡例

	施行地区界
	都市計画道路
	区画道路
	河川・水路
	公園
	平成26年8月1日 事業計画変更による 地区除外範囲

